

県税からのお知らせ

給与支払報告書・源泉徴収票の提出は「eLTAX（エルタックス）」で！！

給与等の支払をする事業者の方は、受給者の方がお住まいの市区町村に支払報告書を提出するほか、記載内容がほぼ同一の源泉徴収票を事業者の方の所轄税務署にも提出する必要があります。「eLTAX（エルタックス）」を利用すれば、市区町村に提出する給与等の支払報告書の電子申告用のデータを作成する際、税務署に提出が必要な源泉徴収票の電子申告（e-Tax）用のデータも同時に作成し、一括して「eLTAX（エルタックス）」で一元的に送信することができます。

また、地方税共通納税システムを使えば、地方税の納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、オフィスや自宅に居ながらにして、パソコンからインターネットを通じて簡単に行うことができます。すべての地方公共団体に対して電子納税ができ、複数の地方公共団体に対して一度の操作で電子納税が可能です。

ますます便利になったシステム「eLTAX」を是非ご利用ください。利用開始手続きなど詳しくは、eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

お問合せ：県税務課（TEL：048・830・2651）